

令和5年度答申第9号
令和5年5月16日

諮問番号 令和4年度諮問第94号（令和5年3月30日諮問）
審査庁 消費者庁長官
事件名 特定商取引に関する法律66条1項に基づく報告の徴収に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、消費者庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）66条1項の規定に基づく報告徴収をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特定商取引法1条は、この法律は、特定商取引（訪問販売等に係る取引をいう。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする旨規定する。
- (2) 特定商取引法2条1項1号は、「訪問販売」とは、販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理

店その他の主務省令で定める場所以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供をいうと規定する。

- (3) 特定商取引法7条1項は、主務大臣は、役務提供事業者等が、同法3条、3条の2第2項、6条等の規定に違反し、又は次の各号に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者等に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、役務の提供を受ける者等の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる旨規定する。
- (4) 特定商取引法8条1項は、主務大臣は、役務提供事業者等が、同法3条、3条の2第2項、6条等の規定に違反し、若しくは同法7条1項各号に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者等が同項の規定による指示に従わないときは、2年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる旨規定する。
- (5) 特定商取引法66条1項は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより役務提供事業者等に対し報告等を命ずること等ができる旨規定する。

これを受けて、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特定商取引法施行令」という。）17条1項は、特定商取引法66条1項の規定により主務大臣が役務提供事業者等に対し報告等を命ずることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする旨規定する。そして、同表の上欄中の「役務提供事業者」区分に対応する下欄に1号から7号までを掲げ、訪問販売に係る役務提供契約に関しては、1号は、当該役務提供事業者が訪問販売に係る役務提供契約の締結について行う勧誘に関する事項、2号は、当該役務提供事業者が受ける訪問販売に係る役務提供契約の申込み又は当該役務提供事業者が行うこれらの役務提供契約の締結に関する事項、3号は、当該役務提供事業者が締結する訪問販売に係る役務提供契約の内容及びその

履行に関する事項及び4号は、当該役務提供事業者が受けた訪問販売に係る役務提供契約の申込みの撤回又は当該役務提供事業者が締結した訪問販売に係る役務提供契約の解除に関する事項をそれぞれ掲げる（以下、1号ないし4号に掲げる事項を「政令報告事項①」ないし「政令報告事項④」という。）。

- (6) 特定商取引法71条は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定する。そして、同条3号は、同法66条1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき等を掲げる。
- (7) 特定商取引法67条1項3号は、役務提供事業者に関する事項については、内閣総理大臣等を主務大臣とする旨規定し、同条3項は、内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任すると規定する。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、消費者宅において、ガス及び電気の小売供給等の役務を有償で提供する契約の申込みを受け又は当該契約を締結して当該役務を提供する、特定商取引法2条1項の訪問販売を行う役務提供事業者である。
- （「特定商取引に関する法律第66条第1項の規定に基づく報告徴収について」と題する書面、令和4年7月29日付け弁明書、現在事項全部証明書）
- (2) 処分庁は、令和4年6月15日、審査請求人に対し、特定商取引法66条1項に基づく立入検査を行った際、同法「第2条第1項に規定する訪問販売を行っている」と認められるところ、同法の施行上必要があると認めるため」として、別添の報告書に記載の設問に対する回答を当該報告書の記載欄に記載し又は必要書類を添付して、同月29日までに報告するよう求めた（以下「本件報告徴収」という。）。その際、当該報告書（別紙様式を含む。）を書面及びCD-R媒体で交付した。
- 当該報告書には、5つの設問とそれらを構成する計24の小問、具体的には、「設問1. 訪問販売に係る契約の締結について行う勧誘に関して」には7つの小問、「設問2. 訪問販売に係る契約の申込み又は締結に関して」には3つの小問、「設問3. 訪問販売に係る契約の内容及び履行に関

して」には2つの小問、「設問4. 訪問販売に係る契約の申込みの撤回又は締結した契約の解除に関して」には6つの小問及び「設問5. 設問1. ないし設問4. 全般に関して」には6つの小問がそれぞれ設けられている（以下「設問1. の小問1」ないし「設問5. の小問6」を「設問1（1）」ないし「設問5（6）」という。）。

（「特定商取引に関する法律第66条第1項の規定に基づく報告徴収について」と題する書面、回答書）

(3) 審査請求人は、令和4年6月17日、審査庁に対し、本件報告徴収を不服として本件審査請求を行った。

（審査請求書）

(4) 審査請求人は、令和4年6月29日、処分庁に対し、本件報告徴収で求められた事項について報告書及び電子データを提出した。

（令和4年6月29日付け「書類提出のご案内」と題する書面）

(5) 審査庁は、令和5年3月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして本件諮問を行った。

（諮問書）

(6) 処分庁は、令和5年4月13日、審査請求人に対し、特定商取引法8条1項及び7条1項の規定に基づき業務停止命令及び指示を行うことを予定しているとして、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項2号の規定に基づく弁明の機会を付与し、弁明がある場合には同月24日までに文書をもって提出するよう求め、審査請求人は、同日、処分庁に弁明書を提出した。

（令和5年4月13日付け「行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく弁明の機会の付与について」と題する書面、令和5年4月24日付け弁明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件報告徴収の必要性は認められないこと

処分庁は、消費生活センター（以下「センター」という。）への審査請求人に関する相談件数及び相談内容を確認しただけで、特定商取引法違反の疑いがあると判断しており、その根拠は極めて薄弱である。センターが記録する相談内容は、相談者の申出情報のみに基づく伝聞にすぎず、事実関係が確認されたものではないことに加え、同業他社がセンターへ連絡することもあるという実情に鑑みれば、処分庁の判断の根拠は乏しく、本件報告徴収の必要性があったとはいえない。

また、処分庁は、平成31年4月から3年2か月の間に、審査請求人の特定商取引法違反が疑われるとされる事例を3件しか把握しておらず、その根拠が伝聞である点をおくとしても、令和2年4月13日、令和3年2月5日又は同年7月15日の受付であって、本件報告徴収から1年以上前のものである上、当該3件についてセンターから連絡を受けたことも、何らかの対応を求められたこともない。これらの信ぴょう性の疑わしい3件の事例を取り上げて、本件報告徴収を行う必要性が大きいとの処分庁の主張は失当である。

しかも、審査請求人の会社名を騙る同業他社と思しき者から審査請求人の顧客が営業電話及び訪問営業を受けている。審査請求人に対する苦情の中にはこうしたものも多く含まれていることは十分認識されなければならない。

(2) 特定商取引法施行令17条違反であること

報告徴収は、特定商取引法の施行に必要な限度において、特定商取引法施行令17条に従って行わなければならない。同条は、特定商取引法の施行に必要な事項を限定列挙しているため、これらに該当しない事項について、間接強制調査たる報告徴収を発出することは許されない。

しかし、以下のとおり、本件報告徴収は、特定商取引法施行令17条に違反しているから違法である。

ア 設問1(3)で、審査請求人の委託先で委託業務を行っていた担当者の氏名、所属部署／役職、雇用形態、担当業務、入退社年月日を求めているが、特定商取引法施行令17条のいずれにも該当しないし、「審査請求人に特定商取引法の違反事実が認められるか否かを判断するために」これらの情報は不要である。そもそも、真に確認の必要性があれば委託先に直接確認すべき事項である。

また、上記の情報のうち、担当者の氏名以外は審査請求人が正確に知り得ない上、特定商取引法の目的の範囲に含まれるとはいえず、必要最小限度のものともいえない。

イ 設問2(2)で、電気・ガス供給契約の各月の新規契約獲得件数を所定の様式に従って提出するよう求めているが、特定商取引法施行令17条のいずれに該当するのか不明であるし、新規契約獲得件数と特定商取引法違反が無関係であることは明らかであり、「審査請求人に特定商取引法の違反事実が認められるか否かを判断するために」これらの情報は

不要である。

ウ 設問5で、(1) 組織構成図、(2) 過去3事業年度分の貸借対照表等、(3) 定款、(4) 支店等の関連拠点、(5) 過去の行政指導の有無、(6) コンプライアンス体制に関する事項の提出を求めているが、設問5が「全般に関して」とされていることから明らかなように、これらは特定商取引法施行令17条のいずれにも該当しない。

処分庁は、設問5(1)、(3)、(4)は、勧誘がどの部門等で管理、実施されているかという点で政令報告事項①に該当すると主張するが、仮にそうだとすれば、端的にその旨を質問すれば足りるから、当該設問はおよそ必要な最小限度とはいえない。

そもそも、特定商取引法施行令17条1項で、設問5の事項を具体的に規定することに法技術的には何ら支障はないにもかかわらず、同条は明示的に定めていない。法制執務上、報告徴収の範囲は法令の目的を達成するため必要最小限度のものとすべきとされており、同条もそうした理解のもとに立法されているのであるから、同条の各事項を拡大解釈することは許されない。

(3) 過剰かつ不必要な情報を求めるものであること

設問5(1)から(5)までは、訪問販売に係る特定商取引法違反の疑いとおおよそ無関係であるし、ウェブサイト等で公表済みであり、同(2) 過去3事業年度分の売上高等、同(4) 関連拠点等は、有価証券報告書等を見ればよく、同(3) 定款は、A証券取引所のウェブサイトを確認すれば足りることは自明である。設問3(2) 審査請求人のウェブサイトの画面も、それを閲覧すれば足りる。

よって、本件報告徴収は、特定商取引法66条の要件を満たさないばかりか、間接強制調査たる報告徴収による必要がないものを多数含み、過剰かつ不必要な情報を求めるものであり、社会通念上相当ではない。

(4) 一方的に様式を指定し、作成の負担を負わせるものであること

本件報告徴収は、審査請求人の業務体制を考慮せず、極めて多数の情報を処分庁が一方的に定める様式で提出を命令するものであり、審査請求人に過大な負担を与えるものであった。

例えば、設問1(6)は、提出する録音データにつき、録音年月日、実施担当者の所属先名称と氏名、対象消費者の氏名と契約プランの名称等が分かるように、報告書の様式4に従って一覧表を作成して提出するよう求

め、様式を指定しているが、そのような形で録音データを管理保管していないので、当該様式を作成するだけで相当な時間を要する。また、設問2(3)で指定された顧客情報の提出に係る様式6も、審査請求人の顧客管理形式に沿わない様式であり、これに従うには手入力をせざるを得ない情報があり、各契約者につき手入力をするならばその作業量は極めて膨大であるし、無意味な作業をあえて強いていると解するほかない。

(5) 報告期限は不可能を強いるものであること

報告期限は、本件報告徴収違反が認められる場合の犯罪の既遂時期を画する重要な要件であるから、設問数及び提出形式の煩雑さをも考慮して慎重に設定されなければならない。

しかし、本件報告徴収は、過去2年分の顧客との契約内容を含む、実質質問数30以上にも及ぶ極めて詳細かつ膨大な情報の報告を求めるものであり、わずか2週間の期限内に全ての質問に正確に回答するのは不可能である。しかも、本件報告徴収の発出日には、処分庁による立入検査が午前9時から午後8時過ぎまで行われ、通常業務が著しく停滞していたことに加え、定時株主総会の開催が1週間後に迫っており、その準備に追われていたため、実質的には準備期間として10営業日など存在しなかったし、処分庁のいう発出日を含めて10営業日では不十分である。

なお、処分庁は、本件報告徴収の発出時に、検査官が審査請求人に対し、期限の変更はできないが仮に期限に間に合わない場合には相談に応じる旨説明したところ、審査請求人から相談がなかったことをもって、期限が相当であったことの証左である旨主張する。しかし、本件報告徴収に違反した場合には刑事罰が適用されうるのであるから、一検査官の曖昧な発言に依拠することはできないのは自明である。

(6) 理由の提示がなされておらず不当であること

行政調査に当たっては、事前の通知又は調査に際しての理由開示等に留意する必要があるところ、処分庁は、本件報告徴収の理由について、特定商取引法の「施行上必要があると認めたため」と条文をなぞる説明をしたのみであり、理由提示をしたとはいえない。理由提示がなされていないことは、その報告期限、報告事項の多さ及び指示形式の複雑さ等と相まって、違法性ないし不当性を基礎づける要素になると解すべきである。

(7) 以上より、本件報告徴収はその必要性が認められない上、特定商取引法施行令17条に違反して違法であるし、比例原則にも反し、社会通念上相

当な方法とはいえず、違法かつ不当であるから速やかに取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であるとしているところ、その概要は以下のとおりである。

1 本件報告徴収の必要性

(1) 処分庁は、全国のセンター等の相談情報を蓄積しているデータベースを通じて審査請求人の特定商取引法違反の疑いの事実を把握し、本件報告徴収を発出した。具体的には、平成31年4月から3年2か月の期間に、審査請求人に関しセンターへ寄せられた相談件数は合計1,893件もあり、その中には、少なくとも、認知症の要介護者に対して他社から審査請求人への乗換契約を締結させた事案や、ガスと電気をセットにすると光熱費のコストが低減するとだけ伝え、電力会社が替わることを伝えないまま契約を締結した事案、名刺を求めても提示をせず、拒否しても勧誘を続けた上、勧誘にあった内容が虚偽の情報であった事案が含まれていた。これらは、判断力不足便乗（特定商取引法7条1項5号、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「特定商取引法施行規則」という。）7条2号）、不実告知（同法6条1項）、氏名等明示義務違反（同法3条）及び再勧誘禁止違反（同法3条の2）の疑いがある行為である。センターの職員がデータベースにあえて虚偽の登録をする理由はなく、違法行為の疑いの判断をデータベースの伝聞による記録に基づいて行ったとしても、事実誤認が生じる可能性は低いから、処分庁が違反行為の疑いを持ったことには相応の根拠があったと認められる。本件では、審査請求人の特定商取引法違反行為が強く推察される状況にあり、報告徴収を行う必要性は大きかった。

(2) 審査請求人は、処分庁指摘の事案3件について、センターから指摘や連絡を受けたことはなく、本件報告徴収から1年以上も前の信ぴょう性の疑わしいものであると主張する。

しかし、センターは消費者情報の収集等を主な役割としており、事業者への情報提供を目的とする組織ではないから、審査請求人への連絡がなかったからといって上記事案の存在が否定されるわけではなく、処分庁の調査開始前に行われていたことをもって、特定商取引法の適用から除外されるわけでもない。

(3) 審査請求人は、センターに寄せられた相談の中には、審査請求人を騙る同業他社による行為が混在している可能性があるとして主張する。

しかし、本件報告徴収は、違反行為を審査請求人が行っていたのか否かを判断するために行われるものであり、審査請求人を騙る同業他社であるか否かはこれに関することであるから、特段の事情がない限り、報告徴収の必要性を検討する段階で考慮すべき事項ではない。

2 特定商取引法施行令17条1項の該当性

(1) 設問1(3)に係る報告事項について

これは、審査請求人が自己の行う訪問販売に係る営業を委託していた場合に、勧誘の行為主体について報告を求めるものであり、勧誘の行為主体は勧誘行為と関わりのある事項であるため、政令報告事項①に該当する。

なお、審査請求人は、委託先の担当者氏名以外の情報（所属部署／役職、雇用形態、在職期間）は、正確に知り得ない情報であるとともに、特定商取引法の目的の範囲に含まれるとはいえず、必要最小限の報告を求めたものではないと主張するが、委託先の「担当者氏名」だけでは勧誘の主体となる人物を特定する情報として十分とはいえず、当該人物を確定させるためにも上記の情報は過度な内容の報告を求めるものではない。

(2) 設問2(2)に係る報告事項について

これは、各月の新規契約獲得件数について報告を求めるものであり、契約の締結に係る事項であるから、政令報告事項②に該当する。

(3) 設問5に係る報告事項について

ア 設問5(1)組織構成図、(3)定款、(4)支店等の関連拠点といった審査請求人の組織構成に関する事項は、勧誘がどの部門等で管理・実施されているのかを明らかにするものであるといえ、勧誘行為に関わりのある事項であるから、政令報告事項①に該当する。

なお、審査請求人は、仮にそうだとすれば、端的にその旨を質問すれば足り、設問5(1)、(3)、(4)の報告を命ずる必要はないと主張するが、「勧誘がどの部門等で管理・実施されているか」の把握とは、勧誘を行っている部門等と他部署等との関係や、組織構成における立ち位置、管轄等その実態を把握することであるため、単に部門や営業所等の名称を報告させるだけでは不十分である。

イ 設問5(2)過去3事業年度分の貸借対照表等の財務状況に関する事項は、事業者の財産的基盤の強弱は消費者へのサービス提供の質に関わる

ものであるところ、契約の履行状況について認定・評価をするに当たり、事業者の財務状況は、一定の考慮要素となるといえ、貸借対照表等審査請求人の財務状況を読み取れる資料は、契約の履行に関連性を有するから、政令報告事項③に該当する。

ウ 設問5（5）過去に受けた行政指導の有無、内容や同（6）それを受けてのコンプライアンス体制の構築及び実施の状況は、契約の勧誘、申込み、締結、撤回、解除の全ての局面に関わりを有するものであるから、政令報告事項①、②及び④に該当する。

なお、設問5（5）行政指導の内容は指定されていないが、本件報告徴収が特定商取引法66条に基づき同法違反の疑いをもって行われたものであり、記載例にも同法に違反する内容のみが列挙されていることを踏まえれば、報告対象となる行政指導は、同法に関するものであると理解できるから、設問の態様は社会通念上相当なものである。

3 報告内容の相当性

審査請求人は、本件報告徴収が審査請求人のウェブサイトや有価証券報告書等により確認できる資料の提出を求めていることは、過剰かつ不必要な報告を求めるものであり相当性を欠くと主張する。

しかし、特定商取引法施行令17条1項は、公表情報を報告徴収の対象とすることを禁じていない上、公表情報は審査請求人にデータが存在し、不特定多数の利害関係人の目に触れるものであることからして、適切に保管・管理されていることが通常であり、それを単に提出すれば済むのであるから、公表情報を対象とする報告徴収により審査請求人に著しい不利益が及ぶとはいえない。

よって、本件報告徴収が公表情報を含むことについて、違法又は社会通念上不当であるとはいえない。

4 報告方法の相当性

報告徴収の方法が相当であったか否かは、単に様式が指定されていることや設問数の多さといった形式面によって判断すべきではなく、報告を命じた内容や作業の煩雑さ等の処分の名宛人に及ぶ実質的な負担ないし不利益を踏まえて判断すべきである。

本件報告徴収は、設問1から5まであり、小問は計24、そのうち様式を指定した小問は8である。同小問の内容は、人事、顧客、営業状況の管理として、審査請求人が情報を保管していると通常推測されるものであり、審査請求

人の事業規模からしてデータで管理・共有されているとの推測が働く。また、処分庁は審査請求人に対し様式を含む報告書をCD-R媒体を用いてデータで共有しており、報告書の作成はパソコンを用いて行われることが想定されていたので、報告すべき情報が相当量にのぼるとしても、作業自体は、既存データから様式の項目に沿う内容をコピーして貼り付ける、システム上の作業のみであり、報告内容も検討工程が不要な、おおむね氏名等の単語であり、特定の容易な短い文字列である。さらに、審査請求人には約1,100名もの従業員が所属し報告書の作成に充てる人的資源を十分に有していると評価できる。よって、報告の様式を指定したことは、審査請求人に対し著しい不利益を与えるとも、社会通念上不当なものであるともいえない。

そのほかの16の小問は、資料（書面又は電子データ）提出や、時期や担当者名等、短い文字列を記載する報告が大半であり、文章形式での報告は5にとどまり、5つの設問には標題による区分がなされ何についての質問群かが明確となっているから、報告に当たり必要な資料やデータを限定でき、報告書作成作業に過度に膨大な労力が必要になるとは直ちには考えられない。

5 報告期限

上記4のような状況において、審査請求人の人的規模をもってして2週間での報告書の作成を求めることが、審査請求人に対して不可能や許容し難い困難を強いるものとはいえない。

審査請求人は、本件報告徴収が発出された令和4年6月15日には、立入検査が行われヒアリング等が実施されたため、報告書の作成作業に当たることができなかったこと及び同月22日に定時株主総会の開催を控えていたことから、2週間の報告期限は社会通念上相当ではないと主張するが、処分の違法性、不当性は処分時の事情に基づいて判断するものであり、処分後に生じた事情をもって判断されるものではない。

本件においては、令和4年6月15日に立入検査の実施が予定されているという限りの事実が考慮されるべき事項となり、立入検査が報告書の作成に影響したかは、本件報告徴収発出後に生じた事情であるから、考慮されるべきでない。その上で立入検査が予定されていた事実を評価すると、立入検査は審査請求人の一切の作業の停止を求めるものではなく、適宜必要な人物から事実の聴取や資料の確認を任意で行う態様のものではなかった。また、定時株主総会が間近に迫っていたことも、同株主総会の目的事項をみるに、当日の株主対応に備えた特別な準備や運用を要する事態はうかがわれず、その準備

には、通常、特定の部門のみが対応に当たっており、従前の開催回数を踏まえば準備や運営に相当のノウハウが蓄積されていると考えられる。

したがって、立入検査の予定や株主総会の開催間近であるという事情をもって、2週間という報告期限が社会通念上相当でないとはいえない。

6 理由提示の違法性・不当性

本件報告徴収は行政手続法上の不利益処分にあたるため、不利益処分を行う場合には、原則として、その名宛人に対し処分理由を示さなければならないが（同法14条1項本文）、報告を命ずる処分は、その適用除外とされている（同法3条1項柱書き、同項14号）。そして、特定商取引法66条1項に処分理由を示す旨の規定もないため、処分庁が特定商取引法の施行上必要があると認めたためと説明する限りであったことに、手続上の違法はない。

また、当該説明によれば、審査請求人に対し特定商取引法違反の疑いが差し向けられており、本件報告徴収は、かかる疑いの真偽を認定し、違反があった場合にはその是正に向けて適切な措置を検討するために行われたことは明らかであり、手続の透明性に欠ける点はなく、手続上の不当もない。

7 以上のとおり、本件審査請求は理由がないため、棄却されるべきである。

なお、審査庁は、以下を補足する。特定商取引法66条1項の「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、事業者等に同法違反が疑われ、指示や業務停止命令等の措置をとるため（その要否や措置の内容の判断をすることも含む）に、特定商取引法施行令17条1項に定める事項を確認する必要がある場合をいう。そして、特定商取引法施行令は、特定商取引法の施行のために通常は報告を要すると考えられる事項を列挙したものと考えられ、事業者等に同法違反が疑われるときに、これらの事項について報告を求めることは必要かつ相当であるといえ、これが否定されるのは具体的な法違反の疑いとの関係で、当該事項についての報告の求めが不要であることが明らかであると認められる特段の事情がある場合に限られる。

本件において、審査請求人に特定商取引法違反の疑いが認められることは審理員意見書のとおりであり、本件報告徴収の対象とされた各報告事項は、審査請求人に対する同法の施行の要否や措置の内容の判断のために必要と考えられることは審理員意見書のとおりであり、ましてや不要であることが明らかであるとは到底いえないものである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年3月30日、審査庁から諮問を受け、同年4月13日、

同月27日及び同年5月11日の計3回、調査審議をした。

また、審査請求人から令和5年4月18日、主張書面の提出を、審査庁から同月20日及び同月28日、資料の提出を受けた。

1 審査請求人の追加の主張の要旨

審査請求人から、上記第1の3の主張のほか、次の主張がされた。

(1) 特定商取引法66条1項及び特定商取引法施行令17条1項各号の解釈に当たって、同法の目的及び本件報告徴収との必要性との関係で必要最小限となるよう解釈される必要がある。

ア 審理員意見書は、設問2(2)新規契約獲得件数は政令報告事項②に該当するというが、特定商取引法は規制対象とする取引による契約の締結件数に応じて規制態様を変える仕組みを採用していないから、同法を施行するために電気・ガス供給契約の各月の新規契約獲得件数に係る情報は必要とはいえない。

イ 同じく、設問5(1)、(3)、(4)組織構成に関する情報は政令報告事項③に該当するというが、特定商取引法は1条に定める目的を達成するために役務提供事業者を単位として規制し、部門等の単位で規制する建付けをとっていないから、同法を施行するために勧誘がどの部門等で管理・実施されているのかを明らかにする必要はない。

ウ 同じく、審査請求人に判断力不足便乗、不実告知、氏名等明示義務違反、再勧誘禁止違反の疑いがあると認められたことから、本件報告徴収の必要性があるというが、これらは契約の申込み勧誘に関する規制違反の疑いであるから、設問2(2)新規契約獲得件数、設問5(1)、(3)、(4)審査請求人の組織構成及び(2)財務状況に関する情報は、いずれも本件報告徴収の必要性を基礎づける疑いに係る事実と無関係であり、不要である。

エ 本件報告徴収は、言葉を明確に定義せずに用いている。設問5の「営業報告書」は厳密な意義が不明であるし、「行政指導」、「コンプライアンス体制」も何ら定義されておらず曖昧である。曖昧な事項を間接強制調査の対象とすること自体不当であり、本件報告徴収が不当な行政処分であることは明らかである。

オ しかも、「行政指導」の内容さえ限定されておらず、いかなる内容の行政指導をも対象とする間接強制調査となっている。審理員意見書は、記載例に特定商取引法に違反する内容のみが列挙されていることを踏ま

えれば、報告対象となる行政指導は特定商取引法に関するものであると理解することができるというが、記載例の「迷惑勧誘」という法令用語は同法には使用されていないし、記載例を併せ読まないで理解できない報告徴収自体、刑罰を伴う間接強制調査の態様として不適切である。

- (2) 膨大な量の手入力を要する様式4及び6の報告で様式を遵守できなかった点について、審理員意見書は、様式を遵守できない箇所が二つあったものの、審査請求人は報告事項について一通り報告する対応を遂げており、様式の指定により審査請求人に手入力作業が生じたとしても、その負担が常識の範疇を超過していたとまではいえないというが、刑事罰を受ける可能性があるため様式が遵守できない場合の責任は重大であり、審査請求人が常識的な範囲で対応できる内容にとどめる必要があることは明らかである。
- (3) 立入検査が実施されている最中に、本件報告徴収に係る書面を受領したのであって、時間的先後関係は、立入検査が先で本件報告徴収が後であるから、立入検査が審査請求人に与えた影響が本件報告徴収発出後に生じた事情として考慮されない旨の審理員意見書の指摘は誤りである。
- (4) 理由の提示に関し、特定商取引法の施行上必要があると認めたとの説明から同法違反の疑いが持たれていると理解することには飛躍があるし、同法違反の疑いというだけでは複数ある同法の対象取引のいずれの違反かもわからない。本件報告徴収の理由が一定程度具体的に開示されなければ、比例原則違反か否かの検討ができず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立手続を有効に活用することはできない。

2 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 審査請求書には、必要的記載事項である審査請求人の代表者の氏名及び住所並びに代理人の住所（行政不服審査法19条4項）の記載がなかったことから、審査庁に審査請求書の補正書の提出を求めたところ、当該記載の不備は補正されていたが、補正書には代理人の押印がされていた（審査請求書も同様）。審査請求書に押印を求めていた行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）4条2項の規定は既に削除されており（押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号）。同年2月15日施行）、負担軽減の観点から、審査庁は、少なくとも、補正命令の際には、審査請求書及び補正書への押印は不要であることを併せて示すことが望ましかったといえ、今後、審査請

求に係る事前の案内の際も含めて、押印が不要であることを周知することが望まれる。

また、上記の補正書は本件諮問時に提出されておらず、補正の経緯も諮問説明書に記載されていなかったため、審査請求書の補正が行われていたことは明らかにされていなかった。今後、審査庁は、諮問に当たり、審査請求に関する手続の状況を漏れなく提示（提出）して諮問に至る経緯を明らかにすることで、自らその経緯を確認するとともに、当審査会が検証できるようにすることが求められる。

- (2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

3 本件報告徴収の適法性又は妥当性について

(1) 本件報告徴収の必要性について

審査請求人は、処分庁が審査請求人に特定商取引法違反の疑いがあるとする根拠が薄弱であり、本件報告徴収を発出する必要はなかったと主張するので、以下検討する。

特定商取引法66条1項の報告徴収は、同法を適正に執行し、その規制の実効性を確保するためには、事業者の実態や取引状況等を適切に把握する必要があることから設けられたものであると解される所、本件では、審査請求人の行う訪問販売について、平成31年4月から3年2か月の間、全国各地のセンターに合計1,893件もの多数の相談が継続的に寄せられており、その中には特定商取引法違反が疑われる具体的な内容の相談が複数あり、その態様も様々で、同法の複数の条項違反が疑われるものであったことが認められる（調査結果報告書（消費生活センターにおける相談について））。そうすると、処分庁が、審査請求人に対し特定商取引法違反の疑いをもつことについて相応の根拠があり、本件報告徴収の必要性はあったといえる。

なお、審査請求人は、相談記録は伝聞に過ぎず、事実関係が未確認である上、審査請求人の会社名を騙る同業他社による被害も含まれており、信ぴょう性に乏しいなどとも主張する。しかし、実際に消費者から相談が多数寄せられた記録があり違反行為が疑われるものもみられたことをもって、報告徴収の契機とすることは否定されるべきものではないし、その中に審査請求人の会社名を騙る同業他社のものがあつたとしても、審査請求人のものではないと峻別することも報告徴収の目的の範囲内といえるから、審

査請求人の主張は採用することはできない。

(2) 報告事項の特定商取引法施行令 17 条該当性について

報告を徴収することのできる事項は特定商取引法施行令 17 条 1 項各号に定められているところ、審査請求人は、本件報告徴収の設問 1 (3)、設問 2 (2) 及び設問 5 は、同項の報告事項に該当せず違法であると主張するので、以下検討する。

ア 設問 1 (3) は、審査請求人が行う訪問販売に係る営業の委託先事業者において委託業務を行っている又は行っていた責任者及び担当者について、様式 3 の表形式に従って報告を求めるものであり、その項目は、委託先事業者名、電気／ガスの契約の別、所属部署／役職、雇用形態、担当者氏名、入退社年月日である。

これらは、委託者たる審査請求人に、委託先事業者の担当者等を報告させ、委託先における勧誘の行為主体を特定するためのものであるから、政令報告事項①に当たるといえる。

イ 設問 2 (2) は、審査請求人の直近事業年度及び当該事業年度の最終月の翌月から報告時点までの、審査請求人又は委託先事業者が実施した訪問販売による契約締結状況について、電気・都市ガス・LP ガス別に様式 5 の表形式に従って報告を求めるものである。その表頭は、新規契約件数、報告時点までの総解約件数及び報告時点まで継続している総契約件数であり（いずれも契約獲得元ごと（審査請求人及び委託先事業者別）の件数の内訳を含む。）、表側は月別内訳である。

(ア) これらは、審査請求人及び委託先事業者がそれぞれ獲得した各月の契約件数とそのうちの解約件数の推移の把握、センターへの消費者相談の状況等との照合による違反の疑いのある行為の絞り込み等のための契約に関する情報として、政令報告事項②に当たるといえる。なお、審査請求人は、特定商取引法は規制対象とする取引による契約の締結件数に応じて規制態様を変える仕組みを採用していないから、同法を施行するために新規契約獲得件数に係る情報は不要であると主張するが、当該情報が政令報告事項②に当たるとは上記のとおりである。

(イ) また、審査請求人は、審理員意見書で、本件報告徴収の必要性を基礎づけるものとして、判断力不足便乗、不実告知、氏名等明示義務違反、再勧誘禁止違反の疑いがある旨指摘されたことについて、設問 2 (2) は、本件報告徴収の必要性を基礎づける疑いとは無関係である

とも主張するが、当該設問が政令報告事項②に当たることは上記のとおりであり、特定商取引法違反の具体的事実を認定するため必要なものといえる。下記ウ（ア）及び（イ）の設問について同様の主張をするが、それぞれ政令報告事項①及び③に当たるのは下記のとおりである。

ウ 設問5は、（1）組織構成図の提出、（2）過去3事業年度分の貸借対照表等の写しの提出と過去3事業年度における売上高・経常利益（単独決算）の所定欄への記入、（3）定款の写しの提出、（4）支店等の関連拠点の名称等の所定欄への記入、（5）審査請求人及び委託先事業者が、過去に行政指導を受けた事実の有無並びに指導があった場合の、行政機関の名称、指導年月日、指導内容、改善計画報告の有無、実施した再発防止策の内容の所定欄への記入及び行政機関の指導文書、改善計画書等の写しの提出、実施した再発防止策の内容やその実施状況を裏付ける資料があればその提出、（6）コンプライアンス体制とその実施状況の所定欄への記入及びその内容を裏付ける資料があればその提出を求めるものである。

（ア）設問5（1）、（3）、（4）は、審査請求人の組織構成に関する情報である。どの部門や活動拠点のどの部署が、どの地域における勧誘行為を管理、実施しているのかを明らかにするものであるから、政令報告事項①に含まれるといえる。

なお、審査請求人は、端的に勧誘がどの部門等で管理、実施されているかを質問すれば足りるので、当該小問はおよそ必要な最小限度の命令とはいえないと主張するが、審査請求人の取引の実態把握のためには、単に勧誘部門のみの情報ではなく組織構成全体における位置づけ等を確認する必要があるから、必要最小限度を超えたものとはいえない。

同じく、特定商取引法は「役務提供事業者」を単位として規制しているから、同法を施行するために、勧誘がどの部門等で管理、実施されているのかを明らかにする必要はないとも主張するが、指示や業務停止命令の判断に当たり、勧誘行為の実態を把握するために、勧誘部門等の勧誘主体に関わる情報は必要なものといえる。

（イ）設問5（2）は、審査請求人の財務状況に関する情報である。審査請求人の財務基盤は、提供する役務の確実性に関わるものであるから、契約の履行状況に関連するものとして、政令報告事項③に含まれるといえる。

なお、審査請求人は、設問の「営業報告書」は厳密な意義が不明であると主張するが、旧商法（明治32年法律第48号。平成17年法律第87号による改正前のもの）の「営業報告書」に代わり、会社法（平成17年法律第86号）は「事業報告」の作成を株式会社に義務付けていることに鑑みれば、報告対象が不明確であるとはいえない。ただし、今後、処分庁は、法令に則した用語を用いることが求められる。

(ウ) 設問5（5）、（6）は、審査請求人の法令遵守に関する情報であり、設問上は単に行政指導としか記載されていないが、本件報告徴収は特定商取引法66条1項に基づくものであることが明示されていること、設問1ないし4の標題には全て訪問販売に係る事項の質問であることが明記されていること、設問5の標題は「設問1. ないし設問4. 全般に関して」とされていること、記載例にも同法の違反行為の例のみが示されていることから、同法に関する行政指導についての質問であることが読み取れるといえる。

そして、審査請求人が特定商取引法に関して受けた行政指導や再発防止策の内容及びコンプライアンス体制は、審査請求人が行う訪問販売に係る役務提供契約の勧誘、契約の申込み、契約の締結、契約の申込みの撤回、契約の解除を適正に行い得るか把握するために必要なものであるから、政令報告事項①、②及び④に含まれるといえる。

なお、審査請求人は、「行政指導」の定義が明らかでなく曖昧であると主張するが、行政指導は行政手続法2条6号に定義されていること、また、設問5（5）は、回答欄への記入と併せて、行政機関の指導文書及び口頭指導の場合における指導内容をまとめたものの提出を求めており、指導文書がある場合には行政指導に当たることは明確であるし、口頭指導の場合は、審査請求人がその当時、行政指導を受けたと認識したものの報告を求めていると考えられることから、本件報告徴収の対象が曖昧であるとはいえない。

審査庁は、報告対象となる行政指導は、本件報告徴収が特定商取引法66条に基づき同法違反の疑いをもって行われたものであり、記載例にも同法に違反する内容のみが列挙されていることを踏まえれば、同法に関するものであると理解できると主張する。そうであれば、報告徴収の相手方が報告に当たって戸惑うことのないよう、その旨明示しておくべきであった。今後、処分庁は、特定商取引法66条1項の報告徴収をす

る際には、改善する必要がある。

また、審査請求人は、「コンプライアンス体制」についても定義が明らかでなく曖昧であると主張するが、設問文には「コンプライアンス（法令遵守）体制」と記載されているところ、コンプライアンス（法令遵守）は一般的な用語として浸透しており、とりわけ上場企業においては、コンプライアンス体制についてIR情報として公表することが一般的であることに鑑みれば、設問5（6）がその定義づけをしていないからといって、本件報告徴収の対象が曖昧であるとはいえない。

同じく、設問5（5）の記載例に「迷惑勧誘」という特定商取引法に使用されていない法令用語を列挙していること、記載例を併せ読まなければ理解できない報告徴収をすることは、刑罰を伴う間接強制調査の態様として不適切であるとも主張する。しかし、同法7条1項5号及び特定商取引法施行規則7条1号は、訪問販売に係る役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は当該契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げることを掲げており、「迷惑勧誘」がこれを意味することは明らかであるし、同法に関する行政指導であると理解されるのは上記のとおりであって、記載例とは設問と併せて読むことで設問の理解が深まるように用いられるものであるから、不適切であるとはいえない。

エ 以上のほか、その他の設問の小問については、その内容からして、いずれも政令報告事項①ないし④に該当するといえる。

なお、本件報告徴収の設問5の各小問は、上記ウのとおり、それぞれ政令報告事項①ないし④に含まれるところ、設問1ないし4は、それぞれ政令報告事項①ないし④に対応した設問であることがその標題からして明らかであるのに、設問5はそれらとは独立して設けられている。このため、設問5は政令報告事項①ないし④以外の事項、すなわち、法令に定める事項以外の事項の報告を求めているのではないかとの戸惑いが生じかねないといえる。今後、処分庁は、特定商取引法66条1項の報告徴収に際し、設問の区分を特定商取引法施行令17条1項各号に則したものとする、あるいは、設問（各小問）と同項各号との関係を明示するなどの改善をする必要がある。

オ 以上から、本件報告徴収の対象は、いずれも政令報告事項①ないし④に該当するといえる。

(3) 本件報告徴収の対象の相当性について

審査請求人は、本件報告徴収は、貸借対照表等審査請求人のウェブサイトで公表されている資料や定款等証券取引所のウェブサイトで公表されている資料も提出を求めており、過剰かつ不必要な情報を求めるもので相当性を欠くと主張するので、以下検討する。

特定商取引法66条1項及び特定商取引法施行令17条1項には、報告事項から公表情報を除く規定はないことに加え、公表資料であっても入手、閲覧時点の違いによって、内容の更新等による相違が生じることは否定できないことや、公表資料を提出することの負担は重くはないことから、処分庁が公表情報についても報告徴収を行うことは相当でないとはいえない。

(4) 本件報告徴収の設問数及び様式の相当性について

本件報告徴収は、5つの設問の計24の小問から構成され、内容も多岐にわたるところ、設問数及び報告様式の指定が、審査請求人に過大な負担を課し、相当性を欠くことにならないかについて検討する。

ア 24の小問の内訳は、①回答のみを求めるもの7（設問1（1）、（3）、2（2）、（3）、3（1）、4（1）、5（4））、②資料の提出のみを求めるもの7（設問1（4）、（5）、3（2）、4（4）、（5）、5（1）、（3））、③回答及び資料を求めるもの10（設問1（2）、（6）、（7）、2（1）、4（2）、（3）、（6）、5（2）、（5）、（6））である。

回答を求める小問（上記①③）のうち、別紙様式（一覧表）を定めるものは8（設問1（1）、（2）、（3）、（6）、2（2）、（3）、3（1）、4（6））、文章形式は5（設問1（7）、2（1）、4（2）、（3）、5（6））、文字列の入力形式は4（設問4（1）、5（2）、（4）、（5））である。

資料を求める小問（上記②③）のうち、録音データを求めるものは2（設問1（6）、4（6））、書面は2（設問1（2）、2（1））、書面又は電子データは4（設問1（4）、（5）、4（4）、（5））、その他の資料は9（設問1（7）、3（2）、4（2）、（3）、5（1）、（2）、（3）、（5）、（6））である。

イ 別紙様式（一覧表）が指定された小問をみると、設問1（1）、（3）は審査請求人及び委託先事業者の従業員の職、同1（2）は委託先事業者、設問2（2）は月別の契約締結件数等、同2（3）は契約者、設問

3 (1) は契約内容に関する情報の入力をそれぞれ求めるものである。設問1 (6) は訪問販売実施時の音声データ、設問4 (6) はクレームやクーリングオフ対応時の音声データについて、それぞれファイル名、年月日、相手方、契約の内容等を一覧表形式で作成するよう求めるものである。

これらの情報はいずれも、審査請求人の組織規模に鑑みれば、人事、顧客、営業に関する情報として、通常は電子データの形で所管部署において社内規則に従って保管されているものであり、既存の整理されたデータから、処分庁の指定様式にある項目に沿うデータを選別、加工、入力するというデータの編集作業を行うものであるといえる。審査請求人の事業規模からして、入力すべき情報が多量になることは確かであるが、最近の約2年間の情報に限定されていること、回答に当たり新たな資料の収集や内容の吟味検討を要する性質のものではなく、機械的な入力作業にとどまること、審査請求人の従業員数は約1,100名であり(第a回定時株主総会招集ご通知提供書面事業報告)、作業に対応する人的資源を十分に有していると考えられることなどを考慮すれば、様式の指定は審査請求人に過大な負担を課すものとはとはいえない。

なお、審査請求人は、設問1 (6) の様式4及び設問2 (3) の様式6が膨大な量の手入力作業を要したため、指定期限内に報告を間に合わせるには指定様式を遵守できず、常識の範疇を超過するものであったこと、刑事罰を受ける可能性があるため様式が遵守できない場合の責任は重大であることを主張する。報告を求める事項は、報告負担に配慮しつつ、報告徴収の必要性を踏まえて設定されるべきところ、そのように設定したとしても、結果として、名宛人の現に保有する情報の量等からして報告すべき様式を遵守できない場合が全くないとはいえない。そうした場合には、行政庁は、名宛人が故意に報告をせず、あるいは虚偽の報告をしようと企図しているのでなければ、そのような報告を求めた者として柔軟に対応すべきものと考えられる。

ウ 文章形式が指定された小問をみると、設問1 (7) は過去の研修等の内容、設問2 (1) は訪問販売に係る契約締結の業務フロー、設問4 (2)、(3) は訪問販売に係るクレーム及びクーリングオフ対応の業務フロー、設問5 (6) は訪問販売に係るコンプライアンス体制及びその実施状況について、それぞれ説明を求めるものである。いずれも最近

の約2年間の情報に限定されていること、審査請求人の組織規模からすれば、それらについて既存の資料が存在し、所管部署が存在すると考えられること、裏付け資料等の添付が求められているものは、報告は資料の引用、抜粋、要約等で足りると思われることから、文章形式での報告及び資料の提出の求めが審査請求人に過大な負担を課すものとはいえない。

エ 文字列の入力形式が指定された小問をみると、設問4(1)はクレーム対応、クーリングオフ対応の部署、設問5(2)は過去3事業年度の売上高等、同(4)は支店等の活動拠点、同(5)は過去に受けた行政指導に関する情報を、それぞれ処分庁の所定様式の表に入力するものである。設問4(1)、5(2)、(4)は、審査請求人の組織体制、事業活動の基本的情報であり、調査の必要さえない性質のものであるし、設問5(5)は資料の調査が必要であるとしても、既存の資料に基づく情報を入力すれば足りるから、審査請求人に過大な負担を課すものとはいえない。

オ 録音データの提出を求める小問をみると、設問1(6)は審査請求人又は委託先事業者が実施した訪問販売実施時の録音データ、設問4(6)は同じく両者が実施した訪問販売に係る顧客からのクレーム又はクーリングオフの申出に対する電話対応時の録音データである。委託先事業者の実施分は、委託先事業者へ照会する時間及び労力が必要となること、データが多量になる可能性があることは予想されるものの、当該録音データは既に社内規則に従って整理、保存、管理されていると考えられるから、MP3という一般的な形式で媒体に記録して提出を求めることは、審査請求人に過大な負担を課すものとはまではいえない。

カ 書面を求める小問をみると、設問1(2)は審査請求人と委託先事業者との間の契約書、設問2(1)は訪問販売による契約申込みを受けたとき又は契約を締結したときに消費者へ交付する書面である。これらは審査請求人が保管しているものであり、分量も限られていると思われ、審査請求人に過大な負担を課すものとはいえない。

キ 書面又は電子データを求める小問をみると、設問1(4)は審査請求人が委託先事業者に対し、委託業務の実施方法について指示、助言等をした内容が分かるもの全て、同(5)はその他審査請求人が委託先事業者と業務上やりとりした内容が分かるもの、設問4(4)は審査請求人

又は委託先事業者に対する、訪問販売に係るクレーム又はクーリングオフの申出に係る対応記録、同（５）は消費者からのクレームが記載された手紙、クーリングオフ通知書等の文書の写しである。

設問１（４）、（５）は、会議録、トークスクリプト、電子メール等の内容の精査、選別、整理といった新たな作業が必要になり、審査請求人に相応の負担が発生するものの、審査請求人の特定商取引法違反の事実の有無及びその具体的内容を処分庁が把握するために必要な情報であり、期間も最近の約２年間に限定していることをも考慮すれば、相当でないとはまではいえない。設問４（４）、（５）は、社内規則に従って整理、保存、管理されていると考えられるから、提出を求めることについて、審査請求人に過大な負担を課すものとはいえない。

ク その他の資料の提出を求める小問をみると、設問１（７）は従業員向け研修等の資料、設問３（２）は訪問販売に係る各契約の広告物、設問４（２）はクレーム対応の業務フローの裏付け資料、同（３）はクーリングオフ対応の業務フローの裏付け資料、設問５（１）は審査請求人の組織構成図、同（２）は過去３事業年度分の決算関係書類、同（３）は定款の写し、同（５）は過去に受けた行政指導の指導文書及びこれを受けて提出した改善計画書の写し、同（６）はコンプライアンス体制及びその実施状況の裏付け資料である。

設問１（７）、３（２）、４（２）、（３）、５（１）、（２）、（３）は、既存の資料の提出で足りるから審査請求人に過大な負担を課すものではないし、設問５（５）、（６）も、資料の検索の作業は生じるとは見込まれるものの、審査請求人に過大な負担を課すものとはまではいえない。

ケ したがって、本件報告徴収の設問数及び様式の指定について、審査請求人に過大な負担を強い、相当でないとはまではいえない。

（５）本件報告徴収の期限の相当性について

審査請求人は、本件報告徴収の期限は不可能を強いるものであると主張するので、以下検討する。

報告徴収は、処分庁が指示や業務停止命令を行う上で必要な情報を収集するものであるから、その報告期限は、報告負担を考慮しつつ、事実に基づいた情報の確実な入手、違反行為の早期排除や被害の拡大防止等を図る観点から、適切に設定されるべきである。

本件報告徴収には２週間の報告期限が設定され、処分庁は、本件報告徴

収の発出日を含めて10営業日の準備期間が確保されていたと主張するところ、本件報告徴収の設問数、設問内容及び様式の指定という報告すべき内容と方法の態様に加え、審査請求人の事業規模、組織体制及び従業員数を考慮すると、10営業日は長いとはいえないものの、報告徴収の必要性に鑑みると、相当でないとはまではいえない。

なお、審査請求人は、当該発出日当日（令和4年6月15日）は終日立入検査の対応に追われ報告書作成に着手できなかったこと、同月22日の定時株主総会の開催に向けて準備に追われていたことから、処分庁のいう10営業日では不十分であるとも主張する。しかし、期限当日は報告書提出のためのみの日ではないし、審査請求人の事業規模及び組織体制からして、株主総会の準備、運営を全部署が担うとは考えられず、その開催が迫っていたからといって、報告期限に間に合うよう報告書を作成するための従業員の確保が困難になるほどの事情があったとはいえない。

また、審査請求人は、審理員意見書が、立入検査が審査請求人に与えた影響は本件報告徴収発出後に生じた事情として考慮されるべきではないとするのに対し、立入検査の実施中に本件報告徴収に係る書面を受領したのであるから指摘は誤りであるとも主張する。しかし、立入検査が先行していた事実を考慮してもなお、本件報告徴収の必要性に鑑みれば、相当性を欠くほどの短期間であったとはいえない。

(6) 本件報告徴収の手続（理由提示）について

審査請求人は、本件報告徴収に係る命令書における処分理由について、根拠条文をなぞるだけで理由を提示したとはいえないと主張するので、以下検討する。

行政手続法14条1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないとするところ、同法3条1項14号は、報告を命ずる処分について、同法の14条を含め第3章（不利益処分）に係る全ての規定の適用を除外し、個別法に規律を委ねている。そして、特定商取引法は、立入検査について職員の身分証の携帯及び提示義務を定めるものの（66条7項）、報告徴収に係る手続は特段規定していない。

そうすると、処分庁が、本件報告徴収の理由として特定商取引法の施行上必要があると認めた旨条文に則した説明をし、それ以上に具体的な理由を提示しなかったからといって、違法又は不当であるとまではいえない。

なお、審査請求人は、本件報告徴収の理由が一定程度具体的に開示されなければ、比例原則違反か否かの検討ができず、不服申立手続を有効に活用できないとも主張する。しかし、報告徴収は、特定商取引法の施行に必要な限度において行うことができるとされているのであって、①本件報告徴収の命令書に審査請求人は訪問販売を行っていると認められる旨示されることで、報告の対象となる取引が特定され、②当該取引に関して報告を求めることができる事項は特定商取引法施行令に列挙され、③当該事項に関して報告を求める内容は指示等の判断に当たり必要な限度に限られるべきことはもちろんであり、④当該指示等の処分の基準は特定商取引法7条及び8条の条文と行政手続法12条1項により定められた処分基準（「特定商取引に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号））に示されているから、報告を求めることができる範囲は明らかにされているといえ、審査請求の手続における主張立証に支障をきたすとまではいえない。

また、審査請求人は、特定商取引法の施行上必要があると認めたとの説明から同法違反の疑いが持たれていると理解することには飛躍があるし、同法が対象とする取引は複数に及び、同法違反の疑いというだけではいずれの取引に係る違反かもわからないとも主張するが、同法違反の疑いが持たれていることは、報告徴収は、特定商取引法の施行、すなわち、訪問販売に関しては、指示や業務停止命令の必要性を判断するために行われるものであることからして明らかであるし、本件報告徴収に係る命令書には、審査請求人は同法2条1項に規定する訪問販売を行っているとして認められる旨記載されているから、取引は訪問販売に特定されており、審査請求人の主張は採用することはできない。

4 まとめ

以上によれば、本件報告徴収が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委員 三宅俊光
委員 佐脇敦子

委 員 中 原 茂 樹